

教育訓練給付金制度について（ご案内）

鹿児島大学大学院教育学研究科

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）は、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を受講して修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

鹿児島大学大学院教育学研究科（教職大学院）では、次のとおり本制度の対象講座として指定を受けております。

教育訓練施設名	鹿児島大学
専門実践教育訓練講座の名称	大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻
指定番号	4610008-2510011-8
指定期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日

* 講座の指定状況の詳細は、本研究科ホームページに掲載の「明示書」をご覧ください。

* 講座の指定期間後の再指定には手続きが必要であり、厚生労働省から指定基準に適合しないと判断された場合は、対象講座ではなくなり給付金の支給対象となりません。

【諸手続き】

1. 受講前の資格申請

受講開始日（4月1日）の1か月前までに、本人の住居所を管轄するハローワークで受給資格確認申請をしてください。受給資格について決定されると、ハローワークから受給資格者証が交付されますので、写しを大学に提出してください。提出がない場合は、必要な証明書等を発行できない場合があります。

2. 受講中の支給申請

支給申請期間は、受講開始日から6ヶ月ごとの期間（支給単位期間）の末日の翌日から起算し1か月以内です。大学から受講証明書及び領収書（納付済証明書）を発行しますので、ハローワークで申請してください。

3. 修了後の支給申請等

受講修了後の支給申請期間は、受講修了日（修了式の日）の翌日から起算して1か月以内です。大学から修了証明書及び領収書（納付済証明書）を発行しますので、ハローワークで申請してください。

また、受講に関する各種アンケート調査にご協力ください。

* その他、手続きの詳細は、厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク「専門実践教育訓練の給付金のご案内」をご覧ください。